中部学院大学通信教育部規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、中部学院大学学則(以下「学則」という。)第5条の2に基 づき中部学院大学通信教育部(以下「本通信教育部」という。)の運営に関し必 要な事項を定めることを目的とする。

(自己評価等)

- 第2条 本通信教育部は、その教育研究水準の向上を図り、本通信教育部の目的 及び社会的使命を達成するために、教育研究活動等の状況について自ら点検及 び評価を行う。
- 2 前項の点検及び評価に関する規程は、別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的研修等)

- 第2条の2 本通信教育部は、授業及び研究指導の内容並びに方法の改善を図る ため組織的な研修及び研究の実施に努めるものとする。
- 2 前項に関する規程は、別に定める。

(学部・学科)

第3条 本通信教育部が置かれる学部、学科及び教育研究上の目的については、 次の通りとする。

人間福祉学部 人間福祉学科

社会福祉における諸問題に対応できる理論と技術について教授、研究し、幅広い教養、深い専門的知識を基盤に福祉社会に貢献し得る人材養成及び生涯学習機会を提供することを目的とする。

(収容定員)

第4条 本通信教育部の収容定員は、次のとおりとする。

学部	学 科 名	入学定員	編入学定員	収容定員
人間福祉学部	人間福祉学科	100名	300名(3年次)	1,000名

(修業年限及び在学年限)

第5条 本通信教育部の修業年限及び在学年限は、学則第5条の規定を準用する。 2 前項の規定にかかわらず、4年次への編入学を行う者の在学年限は、2年と する。

第2章 学年及び学期

- 第6条 本通信教育部の学年及び学期は、次のとおりとする。
 - (1) 4月入学にあっては、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
 - (2) 10月入学にあっては、10月1日から翌年9月30日に終わる。

第3章 教育課程及び履修方法

(教育課程)

- 第7条 本通信教育部の教育課程は、各授業科目を必修科目及び選択科目に分け、 これを各年次に配当して編成する。
- 2 授業科目は、人間理解基礎科目、自己実現・自己表現関連科目、専門基礎科 学科目、専門基幹科目、専門科目及び実践・統合科目群に分ける。

(授業科目及び単位)

- 第8条 本通信教育部の授業科目、単位数及び授業方法は、別表第1のとおりと する。
- 2 特別の必要がある場合は、臨時に授業科目を増設することがある。

(卒業に必要な単位)

第9条 本通信教育部を卒業するためには、別表第2に定める単位を修得しなければならない。

(資格の取得)

- 第10条 本通信教育部において社会福祉士受験資格、精神保健福祉士受験資格 及び社会福祉主事任用資格の資格を取得しようする者は、学則第13条第3項 から第4項及び第6項の規定に定めるとおりとする。
- 2 本通信教育部において日本心理学会の認定する認定心理士の称号を取得しようとする者は、前条に定めるものの他、認定心理士の称号取得に必要な授業科 目及び単位を修得し、所定の手続を踏まなければならない。
- 3 本通信教育部において日本ソーシャルワーク教育学校連盟の認定するスクールソーシャルワーク教育課程修了の資格を取得しようとする者は、前条に定めるものの他、スクールソーシャルワーク教育課程修了の資格取得に必要な授業科目及び単位を修得し、所定の手続を踏まなければならない。

(授業科目の配当及び授業時間数)

第11条 学年における授業科目の配当及び授業時間数は、通信教育部会議の議 を経て学長が定める。

(授業)

- 第12条 授業は、印刷教材による授業(以下「通信授業」という。)、放送授業 及び面接授業(メディア等を利用して行う授業を含む。)のいずれかの方法又は 併用によって行う。
- 2 前項に定める通信授業、通信授業と面接授業の併用授業及び放送授業では、 学生は所定の報告課題について学習報告(以下「提出課題」という。)を提出し、 添削指導を受けるものとする。

(単位の計算方法)

- 第13条 授業科目の単位は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする 内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教 育効果及び授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計 算する。
 - (1) 通信授業については、45時間に相当する学修量の教材をもって1単位と する。
 - (2) 面接授業については、15時間から30時間の面接授業をもって1単位とする。
 - (3) 放送授業については、15時間の授業をもって1単位とする。
 - (4) 実習、実技及び実験については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず卒業研究については、これに必要な学修等を考慮して、単位を定めることができる。

(通信授業に関する質疑)

第14条 通信授業及び通信授業と面接授業の併用授業に関する質疑は、所定の質問票によって行うものとする。

(面接授業)

- 第15条 面接授業は、本学又は本学が指定する会場において実施する。 (履修登録)
- 第16条 学生は、履修しようとする授業科目を所定の期日までに登録しなければならない。
- 2 学生が1年間に履修科目として履修登録することができる単位数は、65単位とする。

(履修方法)

第17条 履修方法は、別に定める。

第4章 試験、卒業及び学位

(単位の授与)

- 第18条 各授業科目を履修し、その試験に合格した者には単位を与える。
- 2 通信授業及び通信授業と面接授業の併用授業は、提出課題及び科目修了試験 に合格した者について単位を与える。
- 3 面接授業は、当該面接授業が別に定める授業時間以上出席し、面接授業試験 (以下「面接試験」という。)に合格した者に単位を与える。

(試 験)

- 第19条 試験は、科目修了試験及び面接試験等とする。
- 2 科目修了試験は、提出課題に合格した後の指定の時期に受験しなければならない。
- 3 面接試験は、当該面接授業に出席した後の指定の時期に受験しなければならない。
- 4 前項の試験のほかに、臨時試験を行うことがある。
- 5 試験は筆記、論文、口述、実技などによるものとし、その方法は別に定める。
- 6 試験の評価はS、A、B、C及びDとし、S、A、B及びCを合格とする。
- 7 病気、その他やむを得ない場合は、願いにより追試験を行うことができる。 (既修得単位の認定等)
- 第20条 他の大学等における授業科目の履修、大学以外の教育施設等における 学修及び入学前の既修得単位の認定については、学則第20条、第20条の2 及び第21条の規定を準用する。この場合において、学則第20条中「教授会」 を「通信教育部会議」に読み替える。
- 2 前項において準用する学則第21条の定めは、本学の通学の課程から転籍する者について準用する。

(卒 業)

- 第21条 本学に4年以上在学し、所定の単位を修得した者には、通信教育部会 議の議を経て、学長が卒業を認定する。
- 2 前項に定める卒業の認定を希望する者は別に定める申請を行わなければならない。

(学 位)

第22条 本通信教育部を卒業した者には、別に定める学位規則に基づき学位を 授与する。 第5章 入学、編入学、転入学、再入学等

(入学時期)

第23条 入学の時期は、毎年4月及び10月とする。

(入学資格等)

第24条 入学資格、入学の出願及び入学志願者の選考については、学則第25 条から第27条までの規定に定めるとおりとする。

(入学許可及び入学手続き)

第25条 選考の結果、入学を許可された者は、所定の期日までに、所定の必要 書類を提出するとともに、入学金を納入しなければならない。

(改姓等の届出)

第26条 本人の身分若しくは住所等に変更があったとき、直ちに届け出なければならない。

(編入学及び転入学)

第27条 編入学及び転入学については、学則第31条の規定を準用する。この 場合において「教授会」を「通信教育部会議」に読み替える。

(再入学)

- 第28条 本通信教育部を退学した者が、再入学を願い出た場合は、選考のうえ、 再入学を許可することがある。
- 2 再入学に関し必要な事項は、別に定める。

(通学の課程への転籍)

- 第29条 本通信教育部から本学の通学の課程への転籍を願い出た者について は、選考のうえ、これを許可することがある。
- 2 通学課程の転籍に関し必要な事項は、別に定める。

第6章 休学、復学、転学、留学、退学、除籍等

(休学、復学、転学、退学等)

第30条 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍等については、学則第33条から第39条までの規定を準用する。この場合において第33条、第35条及び第38条中「保証人連署のうえ」を適用せず、第34条第3項中「算入しない」とあるのは、「算入しない(1年次入学生を除く)」に、第39条中「第5条第1項及び第2号で定める」及び「第34条第2項に定める」とあるのは、「所定の」と読み替えるものとする。

第7章 特修生、聴講生、科目等履修生等

(特修生)

- 第31条 第24条で準用する学則第25条に定める大学入学資格を保持しない 者には、特修生として入学を許可することがある。
- 2 特修生に関し必要な事項は、別に定める。

(聴講生及び科目等履修生)

第32条 聴講生、科目等履修生に関しては、学則第42条及び第43条の規定 を準用する。

第8章 選考料及び授業料その他の学納金

(学納金等)

第33条 本通信教育部に係る選考料及び授業料その他の学納金は、別表第3の とおりとする。

- 2 前項の学納金のほか、資格取得のための履修費及び実験実習費等を別に徴収することがある。
- 3 授業料その他所定の学納金は、所定の納入時期に納入するものとする。

(休学及び復学の場合の学納金)

- 第34条 休学を許可され、又は命ぜられた者の休学期間中は、所定の在籍料を 納入しなければならない。
- 2 復学を許可された学生の学納金は、その者の復学する学年次のものを適用する。

(特修生等の学納金等)

第35条 特修生、聴講生及び科目等履修生の選考料及び入学金その他の学納金 については、別表第4のとおりとする。

(その他学納金等の取扱い)

第36条 前3条のほか、学納金等の取扱いについては、学則第48条から第5 0条まで及び第52条から第53条までの規定を準用する。この場合において 「出願料」又は「入学検定料」とあるのは、「選考料」と読み替えるものとする。

第9章 職員組織

(職 員)

- 第37条 本通信教育部における授業及び指導は、原則として本大学の教育職員が担当する。ただし、必要に応じ適任者を講師として担当させることができる。
- 2 本通信教育部に通信教育部長、その他必要な職員を置くことができる。

(通信教育部会議)

- 第38条 本通信教育部に、通信教育部会議を置く。
- 2 通信教育部会議は、通信教育部長及び本通信教育部の授業科目を担当する専 任教育職員のうちから学長が指名する者をもって構成する。
- 3 通信教育部会議は、通信教育部長が招集しその議長となる。

(審議事項)

- 第39条 通信教育部会議は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当た り意見を述べるものとする。
 - (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
 - (2) 学位の授与
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が通信 教育部会議の意見を聴くことが必要であると認めるもの
- 2 通信教育部会議の運営に関する規程は、別に定める。

(委員会)

第40条 本通信教育部に常設の委員会及び臨時の委員会を置くことができる。

第10章 図書館及び附置研究施設等

第41条 本通信教育部の学生等は、本学図書館、その他附置教育研究施設等を 利用することができる。

第11章 賞 罰

第42条 表彰及び懲戒に関する事項は、学則第61条及び第62条の規定を準 用する。 第12章 補 則

(補 則)

第43条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則「2003年1月21日理事会議決〕

この規程は、2003年1月21日より施行する。

附 則 [2003年3月18日理事会議決]

この規程は、2003年4月1日より施行する。

附 則「2004年3月17日理事会議決〕

この規程は、2004年3月17日より施行し、2003年度入学生より適用する。ただし、 第23条の改正規定は、2004年度入学生より適用する。

附 則 [2004年12月20日理事会議決]

この規程は、2004年12月20日より施行する。

附 則 [2005年3月17日理事会議決]

この規程は、2005年4月1日から施行する。

附 則 [2006年3月15日理事会議決]

この規程は、2006年4月1日から施行する。

附 則「2007年3月19日理事会議決]

この規程は、2007年4月1日から施行する。ただし、別表1に掲げる科目の内、 必修、選択の別、科目名称、単位数及び科目群の配置に関する変更については、 2007年度入学生より適用する。

附 則 [2008年3月19日理事会議決]

この規程は、2008年4月1日から施行する。

附 則 [2008年5月26日理事会議決]

この規程は、2008年5月26日から施行し、2008年4月1日より適用する。

附 則「2009年3月17日理事会議決]

この規程は、2009年4月1日から施行する。ただし、別表 3 及び別表 4 に掲げる学納金の取り扱いについては、2010年4月1日より適用する。

附 則 [2010年3月15日理事会議決]

この規程は、2010年4月1日から施行する。

附 則「2011年3月22日理事会議決〕

この規程は、2011年4月1日から施行し、2009年度入学生から適用する。

附 則 [2011年12月13日理事会議決]

この規程は、2012年4月1日から施行する。

附 則 [2012年3月12日理事会議決]

この規程は、2012年4月1日から施行する。

附 則 [2013年3月11日理事会議決]

- 1 この規程は、2013年4月1日から施行する。
- 2 中部学院大学通信教育委員会運営規程 (2003年4月1日施行) の一部を次のように改正する。

題名及び第1条から第8条までの規定中「通信教育委員会」を「通信教育部会議」に改め、第7条中「2名」を「1名」に改める。

3 中部学院大学通信教育部授業科目履修規程(2003年5月28日施行)の一部を次のように改正する。

第4条、第5条、第8条中「通信教育委員会」を「通信教育部会議」に改める。

4 中部学院大学通信教育部教職課程履修規程 (2010年4月1日施行) の一部を次のように改正する。

第5条中「通信教育委員会」を「通信教育部会議」に改める。

5 中部学院大学通信教育部社会福祉士・精神保健福祉士受験資格履修規程 (20 12年4月1日施行) の一部を次のように改正する。

第3条及び第4条中「通信教育委員会」を「通信教育部会議」に改める。

6 中部学院大学通信教育部入学者選抜規程 (2003年1月21日施行) の一部を次のように改正する。

第3条及び第4条中「通信教育委員会」を「通信教育部会議」に改める。

7 中部学院大学通信教育部編入学及び転入学規程(2005年4月1日施行)の一部 を次のように改正する。

第10条及び第11条中「通信教育委員会」を「通信教育部会議」に改める。

8 中部学院大学通信教育部再入学規程 (2009年4月1日施行) の一部を次のよう に改正する。

第4条及び第5条中「通信教育委員会」を「通信教育部会議」に改める。

9 中部学院大学通信教育部科目等履修生規程 (2003年4月1日施行) の一部を次のように改正する。

第8条中「通信教育委員会」を「通信教育部会議」に改める。

10 中部学院大学通信教育部聴講生規程 (2003年4月1日施行) の一部を次のよう に改正する。

第5条及び第8条中「通信教育委員会」を「通信教育部会議」に改める。

11 中部学院大学通信教育部特修生規程 (2003年4月1日施行) の一部を次のよう に改正する。

第5条中「通信教育委員会」を「通信教育部会議」に改める。

附 則 [2013年9月25日理事会議決]

この規程は、2013年9月25日から施行し、改正後の中部学院大学通信教育部規程は2013年4月1日から適用し、別表1 (1) -2に掲げる科目の内、授業方法に関する変更については、2012年度入学生から適用する。

附 則 [2014年3月13日理事会議決]

この規程は、2014年4月1日から施行する。ただし、改正後の第19条第6項の規定は、2014年度入学生から適用し、この規程の施行日前に在籍する学生の試験の評価の取扱については、なお従前の例による。

附 則「2015年3月16日理事会議決〕

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則「2016年3月8日理事会議決〕

この規程は、2016年4月1日から施行する。ただし、第10条第5項の規定は、201 6年度入学生から適用する。

附 則 [2017年3月15日理事会議決]

この規程は、2017年4月1日から施行する。

附 則 [2017年9月27日理事会議決]

この規程は、2018年4月1日から施行する。

附 則 [2019年3月12日理事会議決]

- 1 この規程は、2019年4月1日から施行する。
- 2 2019年3月31日に在籍する者の教育職員免許状に関する授業科目及び資格の 取扱いについては、なお、従前の例による。

附 則 [2020年3月17日理事会議決]

- 1 この規程は、2020年4月1日から施行する。
- 1 2020年3月31日に在籍する者の社会教育主事任用資格に関する授業科目及び 資格の取扱いについては、なお、従前の例による。

附 則 [2020年9月29日理事会議決]

この規程は、2021年4月1日から施行する。

附 則 [2021年3月17日理事会議決]

この規程は、2021年4月1日から施行する。

附 則 [2024年9月25日理事会議決]

この規程は、2026年4月1日から施行する。

別 表 第 1

(1)-1 人間福祉学科授業科目(2014年度入学生より適用)※ただし、2021年度以降の1年次入学生を除く。

授 業 科 目	単位数	授業方法	備	考
(1)人間理解基礎科目			I	П
キリスト教概論 倫理学の基礎 死生学 キリスト教福祉論 ターミナルケア論	4(2)	T·S T	〇卒	0 0
(2) 自己実現・自己表現関連科目			I	П
ボランティア活動論 情報リテラシー入門 情報活用論 A 情報活用論 B 身体による表現活動(スポーツ実技) 言語による表現活動(コミュニケーション英語) 情報・視聴覚教育	4 1(1) 2(2) 2(2) 1(1) 2(1) 2(2)	T S S S S T·S	0	0 0 0
(3) 専門基礎科学科目			I	П
日本国憲法 法学入門 心理学 社会理論と社会システム 医学知識 経済学 行政学 教育学 スポーツ科学論 生命倫理 課題研究 I 課題研究 I	4 2(2) 4/4(2) 2/2(2) 2 4 2 4 2(1) 2(1)	T S T又はT·S T又はS T T T T T T T.S	0 0	
(4)專門基幹科目 社会福祉概論 高齢者福祉論	4(2) 2/2(2)	T·S T又はS	卒業必	修

	_		_
介護概論	2	T	
障害福祉制度論	2/2(2)	T又はS	
児童福祉制度論	2/2(2)	T又はS	
社会保障論	4(2)	T·S	卒業必修
公的扶助論	2	T	卒業必修
地域福祉論	4(2)	T•S	卒業必修
社会福祉援助技術概論	4(2)	T•S	
精神保健福祉相談援助の基盤(基礎)	2(2)	S	
社会福祉援助技術論A	4	T	
社会福祉援助技術論B	4(2)	T·S	
医療福祉論	2	T	
社会調査	2	T	
福祉行財政と福祉計画	2	T	
福祉運営管理論	2	T	
権利擁護と成年後見制度	2	T	
就労支援	1	T	
更生保護制度	1	T	
精神科ソーシャルワーク論	2	T	
精神保健福祉援助技術各論	4	T	
精神医学	4	T	
精神保健学	4	T	
精神科リハビリテーション学	4	T	
精神保健福祉論	6(2)	T·S	
(5) 専 門 科 目			
社会保険とソーシャルワーク	2	Т	
人間福祉総論A	2/2(2)	T又はS	
人間福祉総論B	2/2(2)	T又はS	
人間福祉総論C	2/2(2)	T又はS	
リハヒ゛リテーション論	2	T	
高齢者の心理	2	T	
障害者の心理	2	T	
スクールソーシャルワーク論	2/2(2)	T又はS	
スーパービジョン論	2(2)	S	
福祉教育方法論	4	T	
地域社会と教育	4	T	
社会教育課題研究	4(2)	T·S	
教育心理学	4	T	
教育相談	2	T	
心理学研究法	4(2)	T·S	
心理学実験A	2(1)	T·S	
心理学美級A	2(1)	1·S T·S	
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	2(1)	1·S T	
生理心理学 生理心理学			
土理心理子	4	T	

臨床心理学 福祉への心理的アプローチ カウンセリング論 社会心理学	4(2) 2(2) 2(2) 4	T·S S S T	
(6) 実践・統合科目			
社会福祉援助技術演習 I 社会福祉援助技術演習 II 社会福祉援助技術演習 (事後) 社会福祉実習 社会福祉実習指導 精神保健福祉援助演習 I 精神保健福祉援助演習 II 精神保健福祉援助実習指導 精神保健福祉援助実習指導 精神保健福祉援助実習 統合研究 卒業研究 I 卒業研究 II	2(1) 2(1) 1(1) 4 2(2) 1 1(1) 1(1) 2(2) 4 4(2) 6(2) 6(2)	T·S T·S S J T·S T S S T·S T T·S T·S	*

備 考 授業方法の「T」は通信授業、「S」は面接授業、「J」は実習を指し、「T・S」はそれぞれの併用授業を指す。また、単位数の括弧は面接授業の単位を指す。また、備考欄の「○卒」は卒業必修科目を指す。

なお、キリスト教概論及び課題研究Ⅱは3年次以上の学年に編入学又は 転入学する者は選択科目とする。以下同じ。

※ 精神保健福祉援助演習(基礎)は、面接授業を含むものとする。

(1)-2 人間福祉学科授業科目 (2021年度入学生より適用) ※ただし、1年次入学生に限る。

授	業	科	目	単位数	授 業 方 法	備	考
(1)人	間理解基礎	科目				I	П
倫理学 死生学 キリス	ト教概論 の基礎 ト教福祉論 ナルケア論			4(2)	T·S T	○卒	0 0
(2) 自	己実現・自	己表現関連和	計目			I	П

ボランティア活動論 情報リテラシー入門 情報活用論 A 情報活用論 B 身体による表現活動(ススポーツ実技)	4 1(1) 2(2) 2(2) 1(1)	T S S S	0	0 0
言語による表現活動(コミュニケーション英語) 国際交流	2(1)	T·S T	0	0
(3) 専門基礎科学科目			I	П
日本国憲法 法学入門 心理学 社会理論と社会システム 医学知識 経済学 行政学 介護概論 スポーツ科学論 生命倫理 課題研究Ⅰ 課題研究Ⅱ	4 2(2) 4/4(2) 2/2(2) 2 4 2 2 2 4 2(1) 2(1)	T S T又はT・S T又はS T T T T T T T	0 0	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
(4) 専門基幹科目 社会福祉概論 高齢者福祉論 障害者福祉論 児童・家庭福祉論 社会保障論 公的扶助論 地域福祉論 ソーシャルワークの基盤と専門職 ソーシャルワークの基盤と専門職(専門) ソーシャルワークの理論と方法 ソーシャルワークの理論と方法 (専門) 保健医療と福祉	4(2) 2/2(2) 2/2(2) 2/2(2) 4(2) 2 4(2) 2 2(2) 4 4(2) 2	T·S T又はS T又はS T又はS T·S T T·S T	卒業必卒業必	修
社会福祉調査の基礎 福祉運営管理論 権利擁護と成年後見制度 刑事司法と福祉 精神保健福祉の理論と方法(専門) 精神医学 精神保健学 精神障害リハビリテーション論	2 2 2 2 4 4 4 4 2	T T T T T T T T		

精神保健福祉の原理	4(2)	T·S	İ
精神保健福祉制度論	2	T	
(5)専門科目			
社会保険とソーシャルワーク	2	T	
人間福祉総論A	2/2(2)	T又はS	
人間福祉総論B	2/2(2)	T又はS	
人間福祉総論C	2/2(2)	T又はS	
リハビリテーション論	2	T	
高齢者の心理	2	T	
障害者の心理	2	T	
スクールソーシャルワーク論	2/2(2)	T又はS	
スーパービジョン論	2(2)	S	
教育心理学	4	T	
教育相談	2	T	
心理学研究法	4(2)	T•S	
心理学実験A	2(1)	T·S	
心理学実験B	2(1)	T·S	
学習心理学	2	T	
生理心理学	4	T	
臨床心理学	4(2)	T·S	
福祉への心理的アプローチ	2(2)	S	
カウンセリング論	2(2)	S	
社会心理学	4	T	
(6) 実践・統合科目			
ソーシャルワーク演習	1(1)	S	
ソーシャルワーク演習(専門) I	3(1)	T·S	
ソーシャルワーク演習 (専門) I	1(1)	S	
ソーシャルワーク実習指導	2(2)	T·S	
ソーシャルワーク実習	5	J	
精神保健福祉演習 I	2(1)	T·S	
精神保健福祉演習 Ⅱ	1(1)	S	
精神保健福祉実習指導	2(2)	T·S	
精神保健福祉実習	4	J	
総合研究	4(2)	T·S	
卒業研究 I	6(2)	T·S	
卒業研究Ⅱ	6(2)	T·S	

(2)教職に関する専門教育科目(2018年度以前の入学生に適用)

授	業	科	目	単位数	授 業 方 法	備	考
教教特生教教教特生教教教特生教教教	論 演習(高等学析 Ⅰ(事前・事行	交) 後指導)		2 2 2 2 4 (2) 1 (1) 2	T T T T·S S		

(3)社会教育主事任用資格に関する専門教育科目(2019年度以前の入学生に適用)

授	業	科	目	単位数	授 業 方 法	備考
生涯学習情社会教育情報 社会教育 社会教育 社会教育 社会教育 社会教育 社会教育 社会教育 社会教育	計画Ⅰ 計画Ⅲ 時講Ⅱ(現代ネ 時講Ⅲ	社会と教育)		4 2 2 4 4 4 (2)	T T T T T T	

(4) スクールソーシャルワーク教育課程に関する専門教育科目

授	業	科	目	単位数	授業方法	備考
スクールソーシャルワーク演習			1(1)	s		
スクールソーシャルワーク実習指導			1(1)	s		
スクールソーシャルワーク実習			2	J		

(5) アグリケアに関する専門教育科目 (2021年度入学生より適用) ※ただし、1年次入学生に限る。

授	業	科	目	単位数	授 業 方 法	備考
農業の基 農業福祉 農業実践 農福連携	論	演習		2 2 1(1) 2(1)	T T S T•S	

別表第 2 卒業に必要な最低修得単位数

学部・学科	科目群	卒業要件単位		
	人間理解基礎科目 自己実現・自己表現関連科目	I	20単位	
人間福祉学部	専門基礎科学科目	П	2 4 単位	
人間福祉学科	専門基幹科目 専門科目 実践・統合科目	8 0 単位		
	<u> </u>		1 2 4 単位	
	合 計		30単位面接授業)	

別表第3 学納金等

選考料		10,000円
入 学 金 (入学時)		30,000円
授業料	基本授業料(年額)	36,000円
	履修授業料(1単位)	5,500円
在籍料(1年)		10,000円
スクーリング料(1単位)		5,000円

別表第4 特修生、聴講生、科目等履修生の学納金等

選考料		10,000円
入 学 金 (入学時)		10,000円
授業料	基本授業料(年額)	20,000円
	履修授業料(1単位)	5,500円
スクーリング料(1単位)		5,000円